

元横植 第 2547 号
令和 2 年 2 月 25 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
会長 花島 陽治 殿

横浜植物防疫所長



植物検査申請情報の論理チェック機能の追加について

日頃より植物検疫業務にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が管理運営する NACCS において、令和 2 年 3 月 25 日より、申請者が輸入植物検疫の申請を行う際、下記の特別な要求事項を必要とする対象品目について、別紙イメージのとおり、申請を行っている端末の画面及び出力される帳票に輸入禁止品等の注意が表示される機能の運用を開始する運びとなりました。

当機能のリリースに当たり、表示内容等につきましては、規則別表に基づき万全を期してシステムに登録しておりますが、本機能の運用開始から 3 か月程度は試行期間として運用させていただきたいと存じます。

このため、表示内容につきましてご不明な点がある場合は、最寄りの植物防疫所までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、この運用に伴い、各植物検疫協会様及び関係者の皆様への周知をお願いいたします。

記

- 規則別表 2 で規定する輸入禁止対象品目
- 規則別表 2 で規定する輸入禁止対象品目で 2 国間合意に基づき措置を実施し、植物検疫証明書へ所定の追記が必要な品目
- 規則別表 1 の 2 で規定する輸出国で栽培地検査を実施し、植物検疫証明書へ所定の追記が必要な品目
- 規則別表 2 の 2 で規定する輸出国で特別な措置を実施し、植物検疫証明書へ所定の追記が必要な品目
- 輸入後、一定期間隔離検疫が必要な品目



